

第6章 国の基本指針に即して定める「第2期障害児福祉計画」

1 計画の策定にあたって

(1) 計画の性格及び位置付け

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の22に基づき、国の定める「基本指針」(*)に即し、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

本県の障害児福祉計画は、障害者基本法に基づく障害者計画及び障害者総合支援法に基づく障害福祉計画とともに、「岐阜県障がい者総合支援プラン」の一部として第1期計画(平成30～令和2年度)を策定しており、第2期計画(令和3～5年度)においても、引き続き、同プランの中に位置付けて策定します(第6章)。

※ 国の「基本指針」

根拠規定：児童福祉法第33条の19(基本指針)

厚生労働大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。

→ 指針の内容については、168～170ページに掲載

(2) 第2期計画の期間

この計画の期間は、第6期障害福祉計画と同様、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

(3) 障害保健福祉圏域の設定

第6期障害福祉計画と同様、障害児通所支援等の見込量等については、5つの障害保健福祉圏域ごとに定めることとします。

(障害保健福祉圏域)

圏域名	区 域
岐阜圏域	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
西濃圏域	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
中濃圏域	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡
東濃圏域	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛騨圏域	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡

(4) 計画の推進体制

第6期障害福祉計画と同様、目標等については、年に1回は実績を把握し、障がい児施策や関連施策の動向を踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障害児福祉計画の見直しの措置を講じます。

①岐阜県障がい者総合支援懇話会等との協働

第6期障害福祉計画と同様、障害児福祉計画を推進するために、「岐阜県障がい者総合支援懇話会」等で意見を聴き、実践活動面で障害児福祉計画の推進に資するよう関係者間の協働を図ります。

②岐阜県障害者施策推進協議会への協議

第6期障害福祉計画と同様、障害児福祉計画の進捗状況等を「岐阜県障害者施策推進協議会」に報告し、適切な進行管理と評価を行います。

また、障害児福祉計画を見直す場合は、県民に広く意見募集するとともに岐阜県障害者施策推進協議会において、その内容を協議します。

(5) 障害児通所支援等の見込量の算出

第2期障害児福祉計画の目標年度である令和5年度における障害児通所支援等の見込量は、市町村の報告数値を基礎として、これまでの実績を踏まえ、算出しました。

①市町村との調整

市町村は障害児通所支援等の見込量や目標数値等について、これまでの実績を踏まえ、各種調査や有識者会議等を実施したうえで計画数値を見込んでいます。

県においては市町村ごとの障害児通所支援等の見込量を合計したうえで、種類ごとに精査・調整を行い、見込量を定めました。

2 数値（成果）目標

（1）令和5年度の数値（成果）目標の設定

国の基本指針では、①障害児支援の提供体制の整備等について、地域の実情を踏まえ、令和5年度の数値（成果）目標を設定することとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、令和5年度の数値目標を次のとおり設定します。

①障害児支援の提供体制の整備等

ア 数値目標の設定

【国の基本指針】

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本として、地域の実情を踏まえて設定（困難な場合は、圏域での設置であっても差し支えない）。
- ・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本として、地域の実情を踏まえて設定。
- ・令和5年度末までに、県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。
- ・令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とし地域の実情に応じて設置（困難な場合は、圏域での確保であっても差し支えない）。
- ・令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本として、地域の実情を踏まえて設定（市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与した上で圏域での設置であっても差し支えない）。



【県の数値目標】

- ・令和5年度末までに、圏域ごとに、児童発達支援センターを設置することを目指します。
- ・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目指します。
- ・令和5年度末までに、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを目指します。
- ・令和5年度末までに、圏域ごとに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保することを目指します。
- ・令和5年度末までに、県、圏域及び各市町村（圏域での設置を含む）において、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目指します。

【数値目標の積算】

項 目	令和元年度実績	令和5年度目標
①【目標値】 圏域ごとに、児童発達支援センターを設置	3 圏域	圏域ごとに設置
②【目標値】 全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	18 市町村	42 市町村
③【目標値】 県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を構築	—	1 か所
④【目標値】 圏域ごとに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保	3 圏域	圏域ごとに確保
⑤【目標値】 圏域ごとに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保	4 圏域	圏域ごとに確保

項 目	設置主体	令和元年度実績	令和5年度目標	備考
⑥【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	県	1 か所	1 か所	
	圏域	5 圏域	5 圏域	
	市町村 (圏域での設置を含む)	14 市町村	42 市町村	困難な場合は圏域での設置でも差し支えない。

イ 数値目標設定の考え方

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、各圏域に1か所以上、児童発達支援センターの設置を目標とします。
- 障がい児の地域社会への参加、包容を推進するため、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目標とします。
- 聴覚障がい児を含む難聴児が適切な支援を受けられるようにするため、県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを目標とします。
- 重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、各圏域に1か所以上、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保することを目標とします。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、県、各圏域、各市町村それぞれにおいて、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目標とします。

ウ 指定障害者支援施設の必要定員総数の設定

- 国の基本指針では、各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数を定めることとされているため、これまでの実績及び地域の実情を踏まえ、次のとおり設定します。

【指定障害者支援施設の必要定員総数】

区 分	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
障害者支援施設定員数	343人	343人	343人	343人	343人

(2) 令和5年度の活動指標の設定

国の基本指針では、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を達成するため、令和5年度の活動指標を見込むことが適当であるとされています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、令和5年度の活動指標を次のとおり設定します。

【医療的ケア児に対する支援 活動指標】

項 目	令和元年度実績	令和5年度見込
(1) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	17人	60人

【発達障がい者等に対する支援 活動指標】(再掲)

項 目	令和元年度実績	令和5年度見込
(1) 発達障害者支援地域協議会の開催回数	2回	2回
(2) 発達障害者支援センターによる相談支援件数	3,043件	3,050件
(3) 発達障害者支援センターの関係機関への助言件数	9件	10件
(4) 発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	1,214件	1,250件
(5) 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	243件	250件
(6) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	85人	194人
(7) ペアレントメンターの人数	27人	32人
(8) ピアサポートの活動への参加人数	360人	449人

また、国の基本指針では、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について示されています。

本計画では、国の基本指針を踏まえ、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、障がい児の受入れに関する見込量を次のとおり設定します。

【障害児の受入れに関する見込量】

種別	令和3年度見込	令和4年度見込	令和5年度見込
保育所・認定こども園	1,231人	1,277人	1,291人
放課後児童健全育成事業	467人	475人	477人

3 障害児通所支援等の見込量と確保策等

(1) 障害児通所支援等の見込量と確保策等

国の基本指針では、都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項として、区域ごとの各年度の障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策及びその質の向上のために講ずる措置を定めることとされています。

本計画においては、令和2年度までの障害児通所支援等の実績（見込）を踏まえ、令和3年度～5年度のサービス見込量を定めるとともに、その確保及び質の向上に関する方策を定めました。

今後は、この方策に基づき、県と市町村が協働して、障害児通所支援等の計画的かつ着実な整備を進めていきます。また、整備に当たっては、サービス提供事業者に働きかけを行うとともに、サービスの質の向上につながる支援を行います。

なお、サービス見込量は、各市町村におけるサービス見込量を基に積算しています。

①障害児通所支援

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
児童発達支援	通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う支援
医療型児童発達支援	治療及び通所による日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う支援
放課後等デイサービス	通所による社会との交流の促進の支援や生活能力の向上のための訓練等を行う支援
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う支援
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う支援

イ サービス見込量

項目	単位	第1期計画	第2期計画		
		令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	人分	3,449	3,762	3,856	3,951
	時間分	17,494	20,154	21,014	21,913
医療型児童発達支援	人分	99	116	123	130
	時間分	576	705	733	762
放課後等デイサービス	人分	3,983	4,185	4,397	4,603
	時間分	47,276	52,671	55,612	58,589
保育所等訪問支援	人分	129	194	202	221
	時間分	210	296	320	380
居宅訪問型児童発達支援	人分	4	17	20	26
	時間分	36	130	143	164

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 市町村による障がい児の療育支援体制の確保のため、市町村や児童発達支援事業所等のニーズに応じ、県立希望が丘こども医療福祉センターの医師等の医療従事者や作業療法士等の派遣、関係職員の専門研修により、関係機関の障がい児支援技術の向上等を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

- 発達障がい児に対する地域支援機能を強化するため、各圏域に設置している「圏域発達障がい支援センター」により、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等に対し、研修、連絡調整、助言等を行います。

(健康福祉部子育て支援課)

(健康福祉部障害福祉課)

- 就学時及び卒業時における支援体制の円滑な移行、学校と障害児通所支援事業所等の緊密な連携等を図るべく、県・市町村内で障がい児支援担当部局と教育委員会との連携体制を確保します。

(健康福祉部障害福祉課)

(教育委員会特別支援教育課)

- 国が定める「放課後等デイサービスガイドライン」「児童発達支援ガイドライン」の周知徹底、児童発達支援管理責任者を対象とする圏域研修、発達障がいに関する研修の実施や関係団体・事業所との連携の促進等により、支援の質の向上を図ります。

(健康福祉部障害福祉課)

②障害児入所支援

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
福祉型障害児入所支援	入所による保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うサービス
医療型障害児入所支援	入所による保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うサービス

イ サービス見込量

項 目	単 位	第1期計画	第2期計画		
		令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
福祉型障害児入所支援	人分	62	62	62	62
医療型障害児入所支援	人分	40	40	40	40

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 福祉型障害児入所支援は、障がい児に対する発達支援、自立支援、社会的養護等の機能を有する地域のセーフティーネットとしての役割があり、本県においては、2施設においてそれが担われているところです。今後も、国の施策を注視しながら、必要なセーフティーネットの維持を図ってまいります。

また、県、市町村、施設、学校、相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所等の関係機関の連携により、入所している児童が18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるようにすることで、支援の質の向上を図ってまいります。

(健康福祉部障害福祉課)

- 医療型障害児入所施設「県立希望が丘こども医療福祉センター」や、「岐阜県総合医療センター重症心身障がい児施設すこやか」、「国立病院機構長良医療センター」との連携・役割分担により医療的ケアを必要とする障がい児（医療的ケア児等）の入所ニーズに対応します。

(健康福祉部障害福祉課)

(健康福祉部医療福祉連携推進課)

③障害児相談支援

ア 提供サービスの概要

項 目	備 考
障害児相談支援	支給決定前の障害児支援利用計画案及び支給決定後の計画の作成、一定の期間後にサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行うサービス

イ サービス見込量

項 目	単 位	第1期計画	第2期計画		
		令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
障害児相談支援	人分	1,987	2,290	2,407	2,527

ウ 見込量確保と質の向上のための方策

- 相談支援従事者研修において、意思決定支援への配慮、高齢障がい者への対応やサービス等利用計画の質の向上等を踏まえた質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成します。

(健康福祉部障害福祉課)

- 主任相談支援従事者養成研修の実施により、市町村と連携しながら、地域づくり、人材育成、困難事例への対応等、相談支援に関して地域の指導的な役割を担う人材となる主任相談支援専門員を養成します。

(健康福祉部障害福祉課)

(2) 圏域ごとの障害児通所支援等の見込量について

市町村障害児福祉計画における障害児通所支援等の見込量を圏域ごとに集計したものを次のとおり定めます。

① 岐阜圏域

○障害児通所、障害児入所、
障害児相談支援

項 目	単 位	第1期計画	第2期計画		
		令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	人分	911	1,023	1,086	1,156
	人日分	6,197	6,798	7,458	8,205
医療型児童発達支援	人分	88	101	107	113
	人日分	522	617	644	668
放課後等デイサービス	人分	1,768	1,881	2,005	2,134
	人日分	21,051	22,843	24,630	26,493
保育所等訪問支援	人分	67	76	80	85
	人日分	121	138	149	174
居宅訪問型児童発達支援	人分	2	6	7	9
	人日分	31	80	88	95
福祉型障害児入所支援	人分	28	28	28	28
医療型障害児入所支援	人分	24	24	24	24
障害児相談支援	人分	694	836	894	957

② 西濃圏域

○障害児通所、障害児入所、
障害児相談支援

項 目	単 位	第1期計画	第2期計画		
		令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	人分	805	865	876	886
	人日分	4,867	6,172	6,306	6,419
医療型児童発達支援	人分	7	8	8	9
	人日分	39	45	45	50
放課後等デイサービス	人分	522	538	554	569
	人日分	10,189	12,755	13,114	13,442
保育所等訪問支援	人分	4	8	8	12
	人日分	7	13	15	26
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	6	6	8
	人日分	0	30	30	38
福祉型障害児入所支援	人分	7	7	7	7
医療型障害児入所支援	人分	2	2	2	2
障害児相談支援	人分	542	578	600	622

③ 中濃圏域

○障害児通所、障害児入所、 障害児相談支援		第1期計画	第2期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	人分	710	754	762	771
	人日分	2,338	2,599	2,621	2,644
医療型児童発達支援	人分	4	6	6	6
	人日分	15	42	42	42
放課後等デイサービス	人分	728	750	795	841
	人日分	7,551	7,987	8,540	9,126
保育所等訪問支援	人分	35	69	69	72
	人日分	45	81	81	90
居宅訪問型児童発達支援	人分	1	3	4	5
	人日分	1	12	15	20
福祉型障害児入所支援	人分	6	6	6	6
医療型障害児入所支援	人分	5	5	5	5
障害児相談支援	人分	259	273	292	312

④ 東濃圏域

○障害児通所、障害児入所、 障害児相談支援		第1期計画	第2期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	人分	640	661	671	676
	人日分	2,441	2,567	2,601	2,612
医療型児童発達支援	人分	0	0	1	1
	人日分	0	0	1	1
放課後等デイサービス	人分	676	706	727	738
	人日分	5,961	6,386	6,588	6,711
保育所等訪問支援	人分	16	21	25	31
	人日分	27	40	51	62
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	1	1	2
	人日分	0	4	4	5
福祉型障害児入所支援	人分	10	10	10	10
医療型障害児入所支援	人分	8	8	8	8
障害児相談支援	人分	309	327	344	358

⑤ 飛騨圏域

○障害児通所、障害児入所、 障害児相談支援		第1期計画	第2期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	人分	383	459	461	462
	人日分	1,651	2,018	2,028	2,033
医療型児童発達支援	人分	0	1	1	1
	人日分	0	1	1	1
放課後等デイサービス	人分	289	310	316	321
	人日分	2,524	2,700	2,740	2,817
保育所等訪問支援	人分	7	20	20	21
	人日分	10	24	24	28
居宅訪問型児童発達支援	人分	1	1	2	2
	人日分	4	4	6	6
福祉型障害児入所支援	人分	11	11	11	11
医療型障害児入所支援	人分	1	1	1	1
障害児相談支援	人分	183	276	277	278

⑥ 県合計

○障害児通所、障害児入所、 障害児相談支援		第1期計画	第2期計画		
項目	単位	令和2年度 (実績見込)	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	人分	3,449	3,762	3,856	3,951
	人日分	17,494	20,154	21,014	21,913
医療型児童発達支援	人分	99	116	123	130
	人日分	576	705	733	762
放課後等デイサービス	人分	3,983	4,185	4,397	4,603
	人日分	47,276	52,671	55,612	58,589
保育所等訪問支援	人分	129	194	202	221
	人日分	210	296	320	380
居宅訪問型児童発達支援	人分	4	17	20	26
	人日分	36	130	143	164
福祉型障害児入所支援	人分	62	62	62	62
医療型障害児入所支援	人分	40	40	40	40
障害児相談支援	人分	1,987	2,290	2,407	2,527